

○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

文部科学大臣 柴山 昌彦

高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示

第一条 高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 半	前 半
<p>第2章 各学科に共通する各教科 [略]</p> <p>第9節 家 庭</p> <p>[略]</p> <p>第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。<u>その際、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。</u></p> <p>(4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。<u>また、内容のCについては、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに取り上げること。</u></p>	<p>第2章 各学科に共通する各教科 [略]</p> <p>第9節 家 庭</p> <p>[略]</p> <p>第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。<u>。</u></p> <p>(4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。<u>。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は共通である。</p>	

第二条 平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成三十年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>2 各教科等 (家庭)</p> <p>(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、次に定めるところによるものとする。</p> <p>Ⅰ 現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、<u>新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のアのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のアの</u>に規定を適用するとともに、<u>現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のアの</u>に規定する事項に、<u>新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のアの(1)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2の3の(2)のウのうち(2)のアの(1)に関する規定を適用するものとする。</u></p> <p>Ⅱ アの規定の適用後の現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の「家庭基礎」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させるとともに、<u>同款第2の「家庭総合」の2</u></p>	<p>2 各教科等 (家庭)</p> <p>(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、<u>新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のアの</u>うち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、<u>新高等学校学習指導要領第2章第9節第1の3の(2)のウのうち(2)のアの</u>に関する規定を適用するとともに、<u>現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のアの</u>に規定する事項に、<u>高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のアの(1)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のアの(1)に関する規定を適用するものとする。</u></p> <p>[号を加える]</p> <p>[号を加える]</p>

の(3)及び第3の「生活デザイン」の2の(2)については、それぞれ原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに取り上げるものとする。

附 則

1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)のアの規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第2項の(5)のイの規定は、平成32年4月1日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

附 則

1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。